

建築士の定期講習受講時期の例示

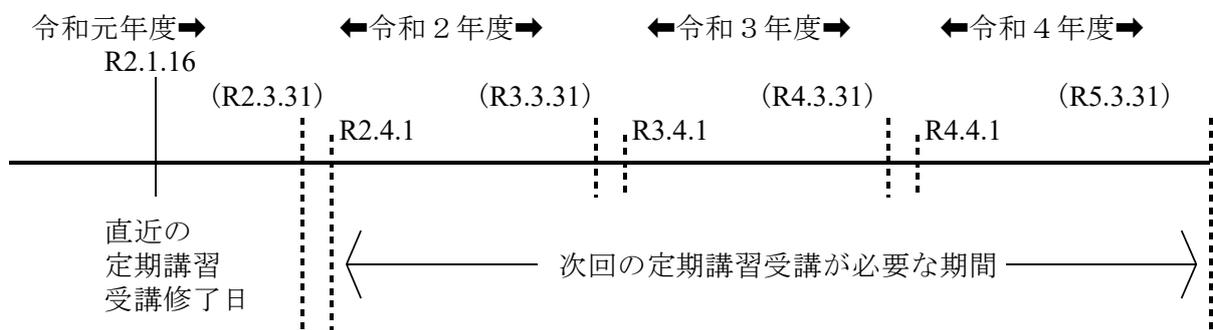
建築士法の規定により、建築士事務所に所属する建築士は全員、所有している建築士の資格区分毎に定期講習を3年度毎に受講し続けなければなりません。

3年度毎に受講していない場合は、建築士法の規定により「懲戒処分」を受けます。

一級建築士・・・一級建築士向け定期講習を受講
二級建築士・・・二級建築士向け定期講習を受講
木造建築士・・・木造建築士向け定期講習を受講

1. 既に受講したことがある方

a. 原則



◎ 上記の場合は、前回受講したのが令和元年度講習（受講日は令和2年1月16日）なので、3年後の令和4年度末（令和5年3月31日）が次回受講の期限となる。

b. 例外（「建築士法施行規則17条の37ハ」の規定によるもの）

前回受講した後、建築士事務所を退職。その後、前回受講日から3年以上経ってから、建築士事務所に再就職したケース



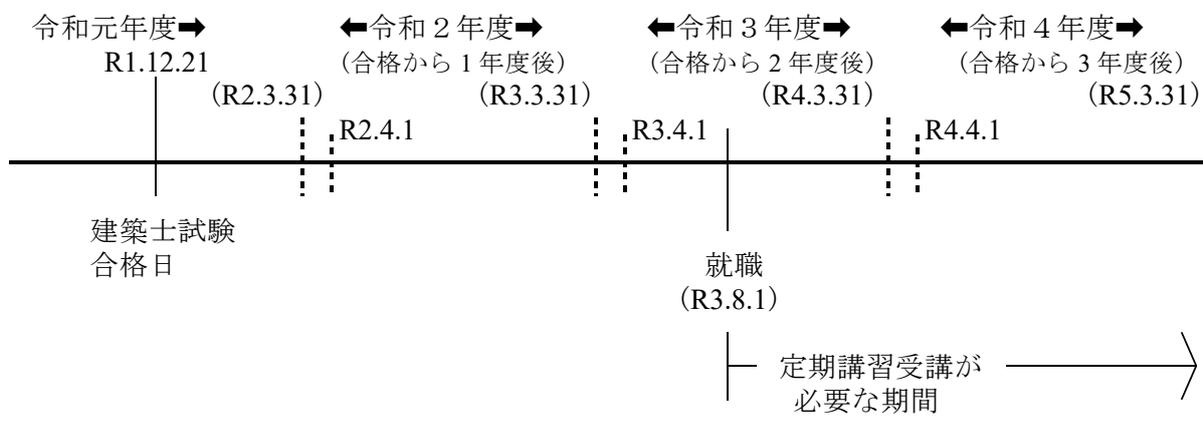
◎ 上記の場合は、例外措置を受け、建築士事務所に再就職した日以降、遅滞なく講習を受講しなければならない。

(次ページに続く)

2. 受講したことがない方

c. 例外（「建築士法施行規則17条の37イ」の規定によるもの）

受講したことがなく、建築士に合格した年度の翌年度開始日から起算して、3年以内に建築士事務所に就職したケース

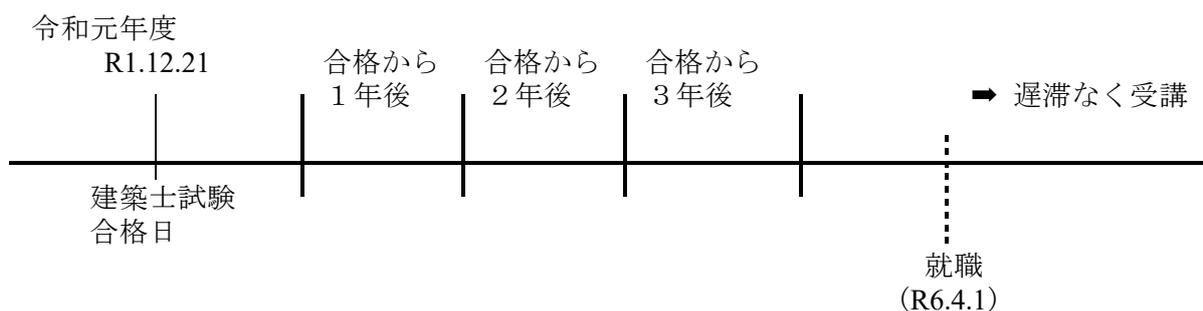


◎ 上記の場合は、例外措置を受ける。

建築士に合格した令和元年度の翌年度開始日である令和2年4月1日から数えて、3年後の令和4年度末（令和5年3月31日）が受講期限となる。

d. 例外（「建築士法施行規則17条の37ロ」の規定によるもの）

受講したことがなく、建築士に合格した年度の翌年度開始日から起算して、3年以上経ってから建築士事務所に就職したケース



◎ 上記の場合は、例外措置を受け、建築士事務所に就職した日以降、遅滞なく講習を受講しなければならない。

【定期講習の受講申し込み先について】

建築士向け定期講習の受講案内書類などについては、国土交通大臣指定の講習実施機関又は各都道府県にある建築士事務所協会へお問い合わせ下さい。